

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案に対する意見

経営法友会

経営法友会*では、今般パブリックコメントに付された「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案について、このままの内容では委託事業者における企業法務の実務の観点から問題となる点や、今後明確にされた点があると考えことから、意見を提出する。

*経営法友会（代表幹事・高野雄市（三井物産株式会社））は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法人単位の会員組織として法務機能のある企業によって構成されている。企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数が約1400社の組織となっている（2025年8月現在）。

以下、次のように略記する。

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案

→**運用基準案**

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律→**取適法**

下請代金支払遅延等防止法→**下請法**

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律→**フリーランス法**

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）Q&A」

→**フリーランス法 Q&A**

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針→**労務費転嫁指針**

【該当箇所】

第1 運用に当たっての留意点

1 法の運用に当たっては、違反行為の未然防止が重要であることに鑑み、特に次のような点に留意する必要がある。

- (2) ……なお、令和7年改正法により、協議に応じない一方的な代金決定が禁止されたことに留意する必要がある。

【意見】

協議に応じないことについて、委託事業者に正当な理由があり、中小受託事業者も納得している場合も、一律に「問題あり」と判断することは受け入れられない。

【理由】

「協議に応じない」という事実について、たとえば、過去複数回にわたり真摯な協議を継続した結果、協議に応じられないという決定を、委託事業者、中小受託事業者双方が確認・合意したにもかかわらず、その合意を翻し、中小受託事業者が再度の価格改定協議を申し入れてきた場合に委託事業者が協議に応じなかったというケースにおいても、「協議に応じない一方的な代金決定」に抵触することになりかねない。

【該当箇所】

第2 法の対象となる取引・事業者／1-1 製造委託

(3) ……「物品」とは、有体物をいう。……

【意見】

「物品」について、「有体物」と変更しようとしている趣旨について、丁寧な説明・解説をすべきである。

【理由】

これまで「物品」の用語の定義は、動産に限り、不動産は除くものとされていたが、運用基準案において、「有体物」への変更が提案されている。これは、企業の取引・行動に影響を与える解釈の変更であり、これにより、「不動産」も「物品」に含まれることになるため、たとえば、修理委託の種類の中に「不動産の修理」が含まれることとなり、取適法では対象取引が下請法より拡大されることとなると考えられる。

【該当箇所】

第2 法の対象となる取引・事業者／1-5 特定運送委託

(1) 「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいう（法第2条第5項）。

【意見】

委託事業者の取引先（運送先）からの直接指示に基づき運送のタイミングが決定される場合、委託事業者が作成し中小受託事業者に明示しなければならない4条通知（取適法4条）

はどのような記載とすべきか、今後、ガイドライン等において、委託事業者の適切な対応例を明確化すべきである。

【理由】

特定運送委託について、製品の置場（配送経路途中における物流センターや中継基地等を含む）から実際に委託事業者の取引先（運送先）への運送を行う具体的なタイミングの事実上の決定権や指示権が、委託事業者ではなく運送先にある事例も存在し、業務効率性の観点から、運送先から運送会社である中小受託事業者へ直接指示が行われるため、委託事業者が作成する4条通知の記載に苦慮する事例があると考えられる（運送先から運送会社に対する電磁的システム上の直接の指示により最終的に具体的な発送タイミングが決定する場合等）。

【該当箇所】

第2 法の対象となる取引・事業者 / 2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）

- (1) 法の対象となる取引当事者の資本金の額若しくは出資の総額の区分（資本金基準）又は常時使用する従業員の数の区分（従業員基準）は、取引の種類ごとに定められている（法第2条第8項及び第9項）。

【意見】

形式基準である従業員基準に照らせば、中小受託事業者に該当する企業であっても、大企業の完全子会社や外資系企業の日本法人等、十分に交渉力のある企業は取適法の適用対象外であるという実質基準を運用基準に設けるべきである。

【理由】

取適法は、中小受託事業者の保護を目的とする法律であり、今般の下請法改正も、委託事業者と中小受託事業者との交渉力の格差を是正し、適切な価格転嫁を実現する環境を整備することを趣旨としているものと理解している。

かかる目的・趣旨に照らせば、大企業の一事業部門ともいえる大企業の完全子会社や、外資系企業の日本法人等、十分な価格交渉力を有する企業については、取適法が保護すべきものとして想定している中小受託事業者からは外れると考えられる。

そのため、これらの企業に対して取適法を適用する実益は乏しく、運用基準で実質基準の適用を明記することが望ましい。

【該当箇所】

第2 法の対象となる取引・事業者／2 規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）

(2) 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調整対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

【意見】

「常時使用する従業員」の数（以下、単に「従業員数」という）によって、中小受託事業者として取適法の保護対象とされる点につき、従業員数の法令解釈上の判断時点と、従業員数が増減した場合のルールについて、運用基準で明確に規定すべきである。たとえば、従業員数の法令解釈上の判断時点で中小受託事業者には該当しない企業において、その時点以降に従業員数の変動があり、従業員数の閾値を下回るようになったとしても、閾値を下回る前の取引については中小受託事業者として扱われないことを明確化すべきである。

【理由】

従業員数の法令解釈上の判断時点と従業員数が増減した場合の対応等を、あらかじめ明確に運用基準に規定することが望ましい。

そして、たとえば、従業員数の法令解釈上の判断時点で中小受託事業者には該当しない企業に対し、受領日の120日後に代金を支払う条件で発注し、その後、受領日の90日後に当該企業の従業員が減少し、中小受託事業者の閾値（300人または100人）を下回ったというような場合に、当該取引において当該企業が中小受託事業者として扱われると、その時点で60日以内の代金支払期限を超過しているとして、委託事業者に支払遅延が生じることとなり、不合理である。この論点は、資本金基準においても同様であり、資本金基準についても解釈が明確化される必要があるが、上記のとおり従業員数は日々変動しうるものであることから、より問題となる。

なお、フリーランス法については、フリーランス法Q&A（令和6年12月18日時点）の問7・8・9の答において、業務委託をする時点で、受注事業者が「従業員を使用」していれば、当該受注事業者が特定受託事業者には該当しない点が明確化されており、取適法についても同様の明確化が望まれる。

【意見】

委託事業者（取適法上の「委託事業者」ではない場合も、「委託事業者」という場合があ

る。以下も同じ)が、受託事業者(委託事業者から製造委託等を受けている「中小受託事業者」に該当しない企業。以下も同じ)の従業員数変動を適切に把握するための仕組みを作つて適切に管理していたにもかかわらず、委託事業者の責任によらず正確に従業員数の把握ができなかったがために、形式的に取適法違反が生じた場合は、公正取引委員会として運用上は問題にしないことを明確化すべきである。

具体的には、次の2点である。

- ① 委託事業者が、年に1日の基準日を定めた上で、法令解釈上の判断時点の従業員数について受託事業者を確認をし、または受託事業者から報告を受けることにより従業員基準の該当性判断をしている場合に、当該確認時点または報告時点では中小受託事業者に該当しないものの、その後の従業員数変動により中小受託事業者に該当するに至ったことに気づかないまま取適法に沿わない委託をしたとしても、刑罰・勧告・指導の対象としないこと
- ② 受託事業者からの従業員数の回答に誤りがあった、受託事業者が従業員数の確認に対する回答を拒否した、または委託事業者から従業員数の確認を依頼していたにもかかわらず受託事業者から回答がなかったために、取適法対象の中小受託事業者に該当すると判断できないまま取適法に沿わない委託をしたとしても、刑罰・勧告・指導の対象としないこと。なお、資本金基準に関して中小受託事業者の登記懈怠がある場合についても同様である。

【理由】

- ① 従業員数は日々変動しうるものである一方、受託事業者の従業員数を把握するには受託事業者に直接確認するしかない。委託事業者によっては、日々、数百、数千、あるいはそれ以上に及ぶ多数の取引先と委託取引をしているが、取引のつど、日々変動しうる従業員数を確認することは到底不可能である。また、受託事業者にとっても、取引のつど、社内の従業員数について正確に把握の上、委託事業者に回答するのは相当な負荷である。従業員数の確認・報告等のための効率的な情報集約方法を、仕組みとして設ける必要がある。
- ② また、フリーランス法については、フリーランス法QA(令和6年12月18日時点)の問13の答において、発注事業者による受注事業者への従業員使用の確認に対して、当該受注事業者が事実と異なる回答をした場合について、事案の内容に鑑み、発注事業者にただちに勧告や命令をしないとしており、取適法についても同様の明確化が望まれる。
- ③ 国際的な競争の中で、中小受託事業者においてもリソース(特に従業員基準を充足す

る中小受託事業者は従業員数が少ないため割けるマンパワーも限られている)は限られており、業務効率を上げるには、このような確認による負担を減らすことも重要で軽視はできないため、負担がなるべく軽減されるような形での制度設計・運用が望まれる。

【意見】

中小受託事業者は、委託事業者から従業員数の確認を受けた場合に、真摯に従業員数の回答に応じるべきであること、および、従業員数が100人・300人といった閾値を超えることが見込まれる場合には、前広に委託事業者に見通しを伝達すべきであることを、明確化すべきである。

【理由】

資本金とは異なり、従業員数を確認する上で登記のような法令上の仕組みがなく、中小受託事業者に対して直接確認する以外に把握する方法がない以上、中小受託事業者に求められる実務を明確化する必要がある。

労務費転嫁指針において、発注者・受注者双方の取組みがガイドされたように、委託事業者だけでなく、中小受託事業者も含めた相互の協力があってこそはじめて、実効的な運用がなされると考える。

【意見】

自社の行う取引が取適法適用対象となるか否かを判断するに当たり、中小受託事業者の従業員数はどのような手段で確認すべきか、公正取引委員会からベストプラクティスを提示すべきである。

なお、政府の主導で、中小受託事業者の従業員数を把握しやすい仕組み（たとえば、誰もがアクセス可能な官公庁提供のホームページ等に、各社が従業員数を登録の上、年1回の更新を行い、誰もが閲覧可能な仕組みを作ること等）を構築することも考えられる。

【理由】

自社のホームページ等で従業員数を公表している企業もあるが、万一、公表されている情報と賃金台帳の調製対象となる労働者数との間に相違がある場合には、後者を基準として取適法適用の有無が判断されると理解している。そうすると、賃金台帳は、資本金が記載されている登記簿のように外部の者が自由に閲覧できるものではなく、委託事業者から中小受託事業者に対し閲覧を求めてもそのまま閲覧できるものでもない、外部からアクセス困難な資料であるため、中小受託事業者の従業員数を確認する手段としては、もはや、取引のつど、個別に中小受託事業者を確認する以外に想定できず、中小受託事業者が労働者の増減

(退職者・中途採用者等を含む)を日次で管理し、委託事業者が発注日時点で毎回確認をとることは、委託事業者・中小受託事業者双方にとって、実務的な負担が著しい。

なお、従業員数の定義に用いられている賃金台帳は、労働基準法上は事業所ごとに作成されることとなっており、複数の事業所を有する場合等、(中小受託事業者の該否基準である)企業全体の人数の合計値が記載されていることが制度的に確保されているものではない。

加えて、運用基準案では、従業員基準は、労働基準法による定性的な「労働者」概念を基準に定義されているため、中小受託事業者の解釈によって人数管理に実務上ゆらぎが生じうる可能性がある点も懸念される。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／3 製造委託等代金の減額

(1) 法第5条第1項第3号で禁止されている製造委託等代金の減額とは、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」である。

製造委託等代金の額を「減ずること」には、委託事業者が中小受託事業者に対して、

カ 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと。等も含まれる。

【意見】

振込手数料をどちらが負担するかについて、ルールを定めるべきではない。

むしろ、振込手数料の負担について、委託事業者と中小受託事業者における適切な合意形成プロセスの確保を目的としたルールにする方が、企業間の対応の自由度が広がり、望ましい。

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉3-13の記載も削除すべきである。

【理由】

振込手数料について、委託事業者と中小受託事業者のどちらの費用負担とするか明示的な事前の「合意」があれば、代金額もその前提で合意されているはずで、実質的には何ら問題がないはずである。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／5 買ったたき／〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉5-18 製造委託等代金を据え置くことによる買ったたき

委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、燃料価格の高騰や労務費の上昇が明らかな状況において、中小受託事業者が燃料価格の高騰や労務費の上昇を理由に単価の

引上げを求めたにもかかわらず、中小受託事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くことにより、通常対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

【意見】

「従来どおりに単価を据え置くことにより、通常対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた」とされているところ、違反となる製造委託等代金の額の定め方について、さらに明確化をすべきである。

【理由】

「通常対価」は、何を以て「通常」と評価されるのかが明確でなく、「大幅に下回る」という文言も程度の問題が生じており、単価を据え置いたとしても通常対価を大幅に下回る事のない製造委託等代金の額であれば許容されるようにも読める。文言のあいまいさゆえに違反行為に対する予見可能性がなく、違反リスクを回避するために、結果的に単価を引き上げ続ける運用をしなければならなくなるおそれが生じることが考えられる。

【該当箇所】

**第4 委託事業者の禁止行為 / 5 買ったとき / 〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉5-19
その他の買ったとき**

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を中小受託事業者へ送付し、中小受託事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

【意見】

「人件費、燃料費等について大幅な変更」および「通常対価を大幅に下回る製造委託等代金の額」について、さらに明確化すべきである。

【理由】

「通常対価」は、何を以て「通常」と評価されるのかが明確でなく、「大幅に下回る」という文言も程度の問題が生じており、どの程度であれば「大幅」と評価されるのかが不明瞭である。文言のあいまいさゆえに違反行為に対する予見可能性がなく、違反リスクを回避するために、結果的に単価を引き上げ続ける運用をしなければならなくなるおそれが生じることが考えられる。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／7 不当な経済上の利益の提供要請

(4) 部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）の保管費用（型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等）を支払わず、中小受託事業者に当該型等を保管させることは、法第5条第2項第2号に該当する。

なお、当該型等について、委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所有する場合であって委託事業者が事実上管理しているとき（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）も同様である。

【意見】

「その発注を長期間行わない」の「長期間」について、明確化すべきである。

【理由】

公正取引委員会「よくある質問コーナー（下請法）」Q46のAには、「金型を用いて製造する製品について今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態」との記載があるが、法令上は具体化されておらず、実務の予見可能性が低い。

【意見】

「検具、製造設備」について、明確化すべきである。

【理由】

定義がなく、不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。

【意見】

中小受託事業者が所有する型等を「委託事業者が事実上管理しているとき」について、どこからが「事実上管理」になるかについて、明確化すべきである。

【理由】

他社所有の型等についての委託事業者の「事実上管理」が、どこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／7 不当な経済上の利益の提供要請／〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉7-14 労務の提供要請

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。

【意見】

「委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、自ら運送以外の荷下ろし等の作業を行うことを指示し、当該作業を行わせた。」と修正すべきである。

【理由】

現在の記載だと、委託事業者自らが荷下ろし等の作業を行わせた場合のみならず、委託事業者が知らない間に、中小受託事業者が受取人から指示を受けて荷下ろし等の作業をした場合等、委託事業者が一切関与しない場合でも、中小受託事業者が作業した場合には違反行為にあたるようにも読めてしまう。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し／〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉8-11 取引先の都合を理由とした発注取消し

委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送を行うこととされていた当日の朝に、発注元からの発注が取り消されたことを理由として運送の発注を取り消したが、そのような突然の発注取消しに伴い中小受託事業者が負担した費用を支払わなかった。

【意見】

「当日の朝」、「突然」との記載があるが、余裕をもったキャンセルであったとしても、中小受託事業者に生じた費用を委託事業者が負担しないことは違法と理解しているが、「当日の朝」、「突然」と記載する意味について、明確化すべきである。

【理由】

リードタイムを確保すれば、中小受託事業者において発生した費用を委託事業者が負担しなくてよいのであれば、その点を明確化した方が実務の予見可能性を確保できる。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し／〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉8-12 取引先の都合を理由とした発注内容の変更

- (1) 委託事業者は、自社の販売する商品の運送を中小受託事業者に委託しているところ、中小受託事業者が指定された時刻に貨物の積込み場所へ到着したものの、自社の都合により中小受託事業者に対し長時間の待機をさせたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

【意見】

中小受託事業者の「長時間の待機」について、どれくらいから違法となるかについて、明確化すべきである。

たとえば、経済産業省＝農林水産省＝国土交通省「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月）では、「荷待ち・荷役作業等時間2時間以内ルール」が設けられているため、基準の一元化という観点で、2時間を一つの基準とすることも考えられる。

【理由】

「長時間の待機」がどこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／9 協議に応じない一方的な代金決定

(3) 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。

【意見】

明示的に協議を求めているにもかかわらず、協議を希望する意図が「客観的に」認められるとはいったいどういう意味なのか、明確化すべきである。

【理由】

明示的に協議を求めているのであれば、協議を希望する意図が「客観的に認められる」事情は存在しえないと思われる。運用基準案では、協議を希望する意図について、委託事業者の担当者の「察しが悪い」ことを理由に取適法違反を問われかねない内容となっており、委託事業者としては、事業者間の交渉に予見可能性がなくなってしまうことに不安を覚える。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／9 協議に応じない一方的な代金決定

(7) 中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。

イ 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。

【意見】

「合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し」の「合理的な範囲」について、明確化すべきである。

【理由】

「合理的な範囲」がどこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。

委託事業者が中小受託事業者に提示を要請する情報が、「合理的な範囲を超えて詳細」かどうかは、中小受託事業者の能力や費目自体の特性等、さまざまなパラメータによって変化するものである。そのため、「合理的な範囲」がどこまでを指すのか不明瞭なままと、「中小受託事業者が情報を提示できなければ、委託事業者が不合理に詳細な情報の提示を要請した」という、きわめて相対的かつ結果論的な基準になるおそれがある。したがって、委託事業者のどのような要請が社会通念上不合理なのかを明示することが望ましい。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／9 協議に応じない一方的な代金決定

(7) 中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。

ウ 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。

【意見】

「具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく」の「具体的な理由」について、どこまでの理由の説明が必要かについて明確化すべきである。

【理由】

「具体的な理由」がどこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。

【該当箇所】

第4 委託事業者の禁止行為／9 協議に応じない一方的な代金決定

(7) 中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。

エ 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたの

に対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

【意見】

「具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく」の「具体的な理由」について、どこまでの理由の説明が必要かについて明確化すべきである。

【理由】

「具体的な理由」がどこまでを指すのか不明瞭であり、実務の予見可能性が低い。

【該当箇所】

**第4 委託事業者の禁止行為／9 協議に応じない一方的な代金決定／〈想定される違反行為事例〉9-2
詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例**

中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など。以下同じ。）に基づき具体的な引上げ額を提示して代金の額の引上げを求めたにもかかわらず、協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、僅かに引き上げた額を製造委託等代金の額と定めた場合

【意見】

「具体的に算定することが容易でない詳細な情報」について、どこまでの情報提示を中小受託事業者に求めたら、委託事業者が「協議に応じない」と判断されるかについて、さらに明確化をすべきである。

【理由】

「具体的に算定することが容易でない」という部分は、中小受託事業者の能力等にも依存し、原材料費や労務費以外（例：管理費、運送／保管費等）は、公表資料等の援用が難しく、基準が不明確になるおそれがあると考えられる。